公益財団法人日本台湾交流協会における自動車運行管理業務委託

（受託者に求められる要件）

受託者は、以下に定める要件を満たすことを証明する書面を自由様式にて作成の上、提出すること。なお、提出された書面は本件入札に参加する者を決定するために使用するものであり、他の目的で使用することはない。

１ 　受託者は直近の５年間継続して、同種事業を営んでいるものであること。

営業経歴を示す書面（既存のパンフレット等で可）を提出すること。

２ 　受託者は、本件業務を受託するにあたって車両運行管理責任者、車両管理者を必要十分な人数を手配できる者であること。また、各要員の代替員を確実に手配できること。

各要員に求められる要件は以下のとおり。なお、各要員が要件を満たしていることを証明する書面（業務従事予定者名簿、雇用保険書写、直近の健康診断書の写等）を提出すること。

（１）車両運行管理責任者

受託者が継続して５年以上直接雇用している社員であり、直近の１年以上、車両運行管理責任者及びそれに準ずる（副車両運行管理責任者等）実務経験を有する者でなければならない。

（２）車両管理者

令和７年４月１日時点の年齢が、原則６５歳以下の健康状態が良好な者で、受託者が継続して１年以上直接雇用している社員であり、過去３年以上車両管理者としての実務経験を有し、東京２３区内において、幹部等送迎用車輌運行業務歴２年以上の者でなければならない。また、自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（直近の３年分）の写しを合わせて提出のこと。

３ 　受託者は、関係法令を遵守し、自社社員を社会保険等に加入させる等適切な労務管理を行っている者であること。

４ 　受託者は、令和４年度から令和６年度において、東京都内所在の中央省庁、地方自治体又は法人等から自動車運行管理業務（同一場所における28台以上の運行管理業務を対象とする。）を受託し、１２か月以上又は令和６年度においては４月から現在まで、継続して適正に業務を遂行している実績を有すること（当該契約の契約書写しを提出のこと）。

公益財団法人日本台湾交流における自動車運行管理業務委託

（業務仕様書)

１ 業務の概要

受託者は、公益財団法人日本台湾交流協会において以下の自動車運行管理業務を行う。

（１）基本運行管理車両は、日本台湾交流協会の定める台数とする（別表車両一覧）。

（なお、契約期間中に車種・台数を変更する場合あり。）

（２）契約期間は令和７年４月１日～令和８年３月３１日とする。

（３）車両管理者による管理車両の運行業務。

（４）事故による修理及び処理に関する業務全般。

（５）自動車保険（任意保険）に関する業務全般。

（６）車両運行管理責任者及び車両管理者の労務管理、代務管理者の手配業務。

（７）その他管理車両の運行前日常点検、清掃等本件業務に付帯する業務全般。

２ 業務の詳細

（１）受託者

上記１の業務を実施するにあたり、善良なる管理者の注意を持って業務を行わなければならない。

ア 要員手配

（ア）上記１の業務全般が適正に実施されるよう、車両運行管理責任者（以下「責任者」という）を少なくとも１名指名すること。なお、責任者は、受託者が継続して５年以上直接雇用している社員であり、直近の１年以上、責任者及びそれに準ずる（副責任者等）実務経験を有する者でなければならない。

（イ）管理車両ごとに本仕様書に定める業務を支障なく行える車両管理者（以下「管理者」という）を指名すること。なお、管理者は、令和７年４月１日時点の年齢が、原則６５歳以下の健康状態が良好な者で、受託者が継続して１年以上直接雇用している社員であり、過去３年以上運行管理業務としての実務経験を有し、東京２３区内において、幹部等送迎用車輌運行業務歴２年以上の者でなければならない。

（ウ）受託者は、上記（ア）及び（イ）に定める各要員の名簿を作成し、日本台湾交流協会に提出しなければならない。また、名簿提出時に各要員に求める実務経験、在籍証明の写し等を提出しなければならない。

（エ）各要員が病気又はその他の理由により運行できない場合には、その旨を通知し、代替員をもって車両の運行に支障のないようにしなければならない。代替員は、各要員と同程度の実務経験を有する者でなければならない。代替員についても上記（ウ）の名簿に記載すること。

（オ）責任者及び管理者を交代する必要があるときは、速やかに日本台湾交流協会に書面にて報告し、双方協議の上、決定することとする。ただし、上記（エ）の場合等緊急時を除く。

（カ）日本台湾交流協会が車両の安全運行の都合上、各要員の交代が必要と判断したときは、双方協議の上、適切に対応しなければならない。

イ 任意保険等

管理車両に対し、受託者を被保険者として、車両は時価、対人対物・無制限、搭乗者傷害・１,０００万円を限度とする任意保険契約を受託者の負担で締結すること。また、受託者は、管理車両の管理中における人身、対物及び車両等の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、且つ、これに伴う一切の費用を負担しなければならない。

ウ 基本管理料等

（ア）管理車両の始業前点検着手から終業後点検・清掃終了までを管理時間とする。

（イ）基本管理時間は、行政機関の休日を除き、月曜日から金曜日までの午前９時００分から午後６時００分（休息時間として１時間を含む）までとする。これに、上記１の業務を実施するために必要な基本的経費を加えたものを基本管理料とする。

（ウ）基本運行時間は、午前９時００分から午後６時００分までとし、右時間外に運行の必要がある場合にはその都度要請する。

（エ）上記基本時間外の管理業務を行ったときは、基本管理料に加え、時間外管理料を請求することができる。時間外管理料は、分単位で積算し、請求すること。なお、１か月の時間外管理時間の合計時間に３０分以上の端数がある場合には１時間に切り上げ、３０分未満の場合には切り捨てるものとする。

（オ）時間外管理料は、以下のとおり定めること。

・午後６時００分から午後１０時まで及び午前５時から午前９時００分までの１時間あたり　の単価。

・午後１０時から翌午前５時までの１時間あたりの単価。

・所定の就業日以外の休日管理業務における１時間あたりの単価。

（カ）対価の請求は、毎月１日から月末までを１ヶ月分としてとりまとめ、翌月１５日までに日本台湾交流協会に提出すること。なお、本業務の運行中に利用した駐車場等については、実費精算とする。

（キ）業務の延長（早朝・深夜）により管理者の通勤・帰宅が困難な場合のタクシー使用料金。

（２）車両運行管理責任者

ア 責任者は、管理者が安全かつ適正な運行が実施されるよう、指導・管理等必要な措置を講じなければならない。また、責任者は、本業務遂行のための責任者であり、管理者に対する日常業務の指揮・監督を行うとともに、日本台湾交流協会の包括的な指示及び連絡を受ける任にあたること。

イ　責任者は、副責任者を置き、自身が不在の間は、日本台湾交流協会から注文を受け、責任者と同一の業務を行うこと。

（３）車両管理者

ア 管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理車両の管理、保管を行い、本件業務以外の目的に使用してはならない。

イ 管理者は、過去３年以上の運行管理業務の実務経験を有する者であること。また、交流協会に通知する際には、実務経験を示す書面とともに自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（直近の３年分）の写しを合わせて提出すること。

ウ 管理者は、日々、運行前点検から運行後の点検・清掃までを行い、常に管理車両の清潔を保たなければならない。

エ 管理者は、毎日の出勤時にアルコール検知器による呼気検査を行い、管理者自身の責任において確認すること。基準値を超えている場合は速やかに責任者に連絡し、代替要員と交替すること。

オ 管理者は、毎日の運行終了後に「自動車運転日報」に必要事項を記載し、原則毎日日本台湾交流協会担当者に提出する。

カ 管理者は、管理車両の故障等が原因で修理に長時間を要する場合又は救援を必要とする場合には、直ちにその旨を責任者に報告し、指示を受けなければならない。

キ 管理者は、運行の途中に一時駐車するときは、管理車両から離れてはならない。やむを得ず管理車両から離れる場合には、盗難及び損傷の防止のための処置を講じなければならない。

ク 管理者は、管理車両を亡失又は人身・対物事故を起こした場合には、直ちに最寄りの警察署又は派出所に届け出る他、臨機の処置をとり、その旨を責任者に報告し、指示を受けなければならない。

ケ 管理者は、毎日の運行終了後、管理車両を直ちに日本台湾交流協会の指定する車庫に格納保管するとともに、管理車両の鍵を適切に保管しなければならない。

３ その他

（１）本業務遂行のために必要となる車両、当該車両に装備されている工具類、管理者控室、その他公益財団法人日本台湾交流協会が必要と認めた備品類は日本台湾交流協会が無償で提供する。また、電気、ガス、水道の使用料は日本台湾交流協会の負担とする。

（２）管理車両の引き渡し日は、本契約期間の初日とし、日本台湾交流協会の指定する場所において引き渡しを行う。引き渡しにあたっては、日本台湾交流協会及び受託者が管理車両の現状を相互に確認する。また、管理車両の保管場所及び保管方法は、双方協議の上、決定するものとする。

（３）受託者は、軽微な業務を除いて、本件業務の全部又は一部を第３者に再委託してはならない。

（４）受託者は、労働基準法等関係法令を遵守し、各要員の労務管理を行い、社会保険等に加入させなければならない。

（５）受託者は、事故等が発生した際の緊急時において迅速かつ適切に対応しなければならない。このための受託者側の体制を構築し、日本台湾交流協会に通知すること。

（６）本仕様書に定めのない事項については、日本台湾交流協会と協議の上決定すること。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 車種 | 年式 | 排気量 | 台数 |
| 1 | トヨタ　レクサスGS | 平成３０年式 | 2,400  | 1台 |
| 2 | トヨタ　アルファード | 平成３１年式 | 2,500  | 1台 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計2

※2025年1月時点の一覧であり、配車状況によっては変動する可能性がある\_\_